

Ⅱ 環境整備

子どもの読書活動を推進するための環境整備については、どのような人材を配置し、どのような本を備え、どのような場所に設置するかが主なポイントとなります。以下、この項目では、これらについて、公立図書館、公民館図書室、学校図書館等で、どのように取り組めばよいのか示しています。

1 公立図書館等の充実

(1) 現状と課題

ア 職員の状況（「日本の図書館 統計と名簿 2022」/（公社）日本図書館協会）

県内公立図書館の専任職員は、令和4年4月1日現在56人で、有資格率は58.9%と全国平均の53.0%より高くなっていますが、職員1人当たりの人口が24.2千人と全国平均の13.6千人より10.6千人程度多く、少ない職員数で対応している状況です。

イ ボランティアの状況（資料 P63, 64 参照）

県内ほとんどの公立図書館でボランティアを導入しており、活動の場の提供はある程度図られています。研修を定期的に行っているのは41.4%に向上しましたが、まだ継続的な支援は十分とはいえない状況です。

ウ 児童書コーナー

県内全ての公立図書館で児童書コーナーを設置しています。今後は、親子で声を出して本を読むことができる部屋を設置したり、内装を工夫したりするなど、子どもが図書館に来やすい雰囲気づくりをすることが必要です。

(2) 今後の方向

公立図書館は、読書活動を推進するための地域の拠点であり、現在本県では、16市町に公立図書館が設置されています。将来、全ての市町に公立図書館が設置されることが望まれますが、当面は県立図書館等が連携して、公立図書館未設置地域においても図書館のサービスが受けられるように努めます。

ア 人的充実

子どもの読書活動を推進するために、児童書に関する知識が豊富で、子どもの読書活動推進のノウハウに詳しく、かつ熱意のある図書館司書や専任職員の配置に努めます。

このように、子どもや保護者が安心して相談でき、ボランティアからの信頼の厚い専門職員の存在こそが、地域での子どもの読書活動を支え、推進することにつながります。

また、地域や図書館、学校などで、紙芝居や読み聞かせなどの活動を行っているボランティアは、子どもの読書活動を推進するための非常に大切な存在です。このようなボランティアに対し、活動の場を提供するとともに、研修やボランティア同士の交流の機会を設けるなど、積極的な支援を行います。ボランティアを希望する人に対して、ホームページ、広報誌、チラシ等で広く活動の場に関する情報等の提供を行い、ボランティア活動への参加促進にも努めます。

イ 児童書の充実

蔵書でまず大切なのは、その数と質、さらにその収集方針に子どもの関心を引くような工夫がされているかということです。子どもが読みたくなるような、図書館に来たくなるような配慮が大切です。

このため、子どもの広範な読書ニーズに対応し、日本の古典から、世界的に話題を集めた最新のファンタジーシリーズなどの文学作品だけでなく、調べ学習にも対応できるように、歴史、社会から科学に関するものまで、また、年齢に応じ、絵本からYA（ヤングアダルト）を対象にした図書まで、幅広い蔵書の充実に努めます。

また、表現の形態が多様化し、文字だけによるものから、絵や写真などを多用した文化の創造が定着しています。子どもたちも、これらの表現手段に慣れ親しんでいることから、蔵書の中には、古今東西の文化や自然を紹介する写真集や絵画集など、また、古典として定評のある漫画などの整備に努めます。特に、学校段階が上がっても継続して読書に親しむことができるよう、中・高校生を対象としたYA向けの図書の整備を進めます。

指標

⑤

県内公立図書館の子ども一人当たりの児童書数

令和4年度 6.6冊 → 令和10年度 8.3冊

ウ 児童書コーナーの設置と工夫

図書館の児童書コーナーは、一般書のコーナーと区別し、子どもが伸び伸びとした雰囲気の中で、読書に親しめるものとする必要があります。このため、児童書コーナーの配置及び設営に当たっては、場所及び内装などに、一般書のコーナーと異なった工夫を行います。

また、子どもたちを対象として紙芝居や読み聞かせを行うための部屋や、親子で読書を行うための部屋など、声を出すことができる部屋を併せて設置するよう努めます。

2 学校図書館等の充実

(1) 現状と課題

ア 司書教諭の配置状況（資料 P71 参照）

県内の12学級以上の学校では、法に基づいて確実に司書教諭が配置されており、さらに7学級以上の学校まで拡充されていますが、今後は、司書教諭としての活動時間確保のため、司書教諭の授業時数軽減の措置をとるなど、司書教諭の力を十分に発揮できるような体制を整えていくことが望まれます。

イ ボランティアの導入状況（資料 P71 参照）

県内の読み聞かせ等のボランティアを導入している学校の割合（令和元年度末現在）は、小学校が87.8%（R元全国平均78.7%）、中学校が13.5%（同27.9%）、高等学校が2.2%（同2.5%）となっており、小学校は全国平均を上回っているものの、中学校、高等学校は全国平均を下回っています。導入していない理由は、教職員や図書委員で対応可能、人材が少ない、ノウハウがない、といったものが多く、公立図書館や他校との連携を図ることにより実施できる可能性があります。

ウ 図書資料の整備状況（資料 P71 参照）

県内の学校図書館図書標準を達成している学校の割合（令和元年度末現在）は、小学校が79.6%（R元全国平均71.2%）、中学校が73.8%（同61.1%）と全国平均を上回っているものの、前計画の令和5年度の目標値（小80%、中80%）は達成することができていません。

一方で、文部科学省の調査によると、1校当たりの蔵書冊数は、中学校で11,395冊と全国平均11,071冊を上回っていますが、小学校で8,821冊（全国平均9,379冊）、

高等学校で20,864冊(同24,205冊)と、全国平均を下回っています(令和2年度 学校図書館の現状に関する調査)。小学校における図書標準達成校の割合は79.6%と、全国平均71.2%を上回っていることから、整備状況の二極化が進んでいることも予想され、引き続き図書の整備・充実を図るとともに、学校図書館間、学校図書館と公立図書館間で相互貸借を行うなど、連携・協力体制を強化することが必要です。

エ 学校図書館の開放状況

県内で、学校図書館を地域に開放している学校はまだ非常に少ない状況です。学校図書館を休みの日や放課後等に開放することで、地域の読書活動を盛んにしたり、子どもと大人の交流が広がったりすることが期待できますが、実施に当たっては、休日に図書館で担当者を勤務させることに伴う諸問題や、安全面への配慮が必要です。

(2) 今後の方向

ア 人的充実

司書教諭は、学校図書館資料の収集・提供や児童・生徒の読書活動に対する指導を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担っています。学校図書館法では、平成15年度以降は、12学級以上の学校には必ず司書教諭を配置することとされており、本県においては、7学級以上の学校全てに司書教諭が配置されています。

また、学校図書館は、子どもを対象とすることから、図書や資料を揃えるだけでなく、教職員の学校図書館に対する理解を深めることが大切であり、司書教諭等を中心に、教職員全員で運営に協力し、子どもの読書活動を盛んにしていく体制を構築していきます。

さらに、子どもの読書活動を支援する学校図書館ボランティアを積極的に募集、活用し、子どもの読書活動を支援していくことも大切です。子どもの読書活動とかわかっていこうという志を持ったボランティアと連携することで、学校図書館の活動が活性化し、子どもたちの図書や図書館への関心を一層高めることができます。ボランティアの活動内容は、例えば、小学校では読み聞かせ、中学校・高等学校では本の登録や修理、貸出・返却など多岐にわたります。各学校の実情に応じてボランティアを活用することで、学校関係者だけで学校図書館を運営するよりも充実した活動を行えるようになります。

イ 児童書の充実

学校図書館を魅力あるものとするためには、図書の充実が欠かせません。各市町は、文部科学省の「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく計画的な図書資料の整備を進め、域内の全小中学校で「学校図書館図書標準」(平成5年文部省(当時)作成)が達成されることを目標に、図書資料の整備充実を図る必要があります。高等学校においても、各校の実態に応じて必要な図書の充実に努めます。図書の充実を図るために、保護者や地域住民から不要になった児童書の寄贈を受け入れるなど、予算の制約によらない方法を取ることも一案です。

蔵書の選択に当たっては、一般図書館と同様に、古典から新刊書まで、文学から歴史・社会等の参考図書、絵画集、写真集、学習漫画まで、幅広い分野から選択するよう配慮します。また、学校図書館に新聞を置くことにより、発達段階に応じて、現実社会の諸問題に関する視野を広げられるようにします。

学校図書館の充実だけでなく、より身近に本がある環境をつくるため、学級図書委員の活動などを通じて学級文庫の充実を図ったり、子どもの関心の広がりに対応できるよう、学校図書館にない図書については、地域の図書館や県立図書館と連携し、必要な図書を取り寄せたりすることにも努めます。

指標
⑥

県内の学校図書館図書標準達成校の割合

小学校	令和元年度末 79.6% (全国平均71.2%)	→	令和10年度 90%
中学校	令和元年度末 73.8% (全国平均61.1%)	→	令和10年度 90%

ウ 設備面での充実

学校図書館で大切なことは、子どもが図書館に来ることです。

このため、設置に当たっては、できるだけ子どもの立ち寄りやすい場所に学校図書館を設置するよう努めます。

また、照明や内装、室内装飾、書架や机、椅子などの備品、図書の配置などの工夫や、新刊書コーナーの設置など、子どもにとって読書や調べものにふさわしい、親しみもてる空間とすることも大切です。図書館の移設は難しいという場合であっても、使う人の立場に立って工夫を重ねていきます。

子どもが長く図書館にいたいと思うようになることが、読書好きになる第一歩です。

エ 学校図書館の開放

学校図書館は、これまで主として子どもと教職員のための専用の施設でした。この学校図書館を地域に開放し、親子読書や、PTAの保護者等の利用に供することは、地域での読書を振興するとともに、大人が学校図書館に関心を持ち、学校図書館の実情を知ることにつながり、ひいては、学校図書館への積極的な支援や、子どもの読書活動の活性化をもたらします。

今後、学校図書館の開放について、安全面やプライバシーの保護などに配慮しながら、各学校や地域の実情に応じて検討を進めていくことが望まれます。実施に当たっては、地域住民の参画を得て放課後等に学習や体験、交流活動を行う「放課後子供教室」やボランティアを活用することも考えられます。

3 県立図書館の充実

(1) 現状と課題

ア 児童書の状況

子ども読書室における蔵書は、平成29年度末78,859冊から、年々購入冊数を増加し、令和4年度末89,582冊となっています。県内の読書活動の中核となる施設として、市町立図書館や公民館図書室、学校図書館などの活動を支援するためには、県立図書館においても選書、配架、子どもや保護者へのサービスを直接行うことが必要であり、そのためにも引き続き多くの児童書を収集する必要があります。

イ 協力図書の状況

令和3年度に整備した学習支援用協力図書「まなぼん」は、県内すべての学校種を対象に運用しています。これまでの市町立図書館や学校、団体等に対する一括貸出用の「協力図書」に代わり、学習内容等に応じたテーマ別及び対象別のコンテンツ貸出方法で、蔵書の少ない学校等の支援を行っており、今後も周知を図り、更なる活用につなげることが必要です。

(2) 今後の方向

ア 人的充実

児童・青少年用図書や児童文学に関する広範な知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識と技能を有する司書を養成し、子どもの読書活動の推進に努めます。

また、市町立図書館、公民館図書室、学校図書館等と更に連携し、県内の子どもの読書活動を推進するとともに、市町立図書館と学校図書館等との人的ネットワークの構築を支援します。子どもの読書に関する総合的な案内窓口としての子ども読書支援業務に担当職員が当たり、利用者や相談者の要望に応えられるよう努めます。

イ 児童書等の充実

子どもや子どもの読書活動推進にかかわる人たちが身近に本に触れられるよう、子ども向け図書のほか、子ども読書活動に関する専門的な図書の計画的な整備を図る必要があります。

そのため、幅広い分野の児童書や学校等で必要な本の情報を収集して十分な図書を整備するとともに、市町立図書館や学校図書館などに対し、図書の一括貸出や情報提供など必要な支援を更に進めます。併せて、学習支援用協力図書「まなぼん」等を活用し、学校等へ学習テーマに応じた資料を貸し出し、調べ学習の支援を実施します。

また、児童書や子どもの読書活動に関する専門的な図書を収集し、県内の研究者や教育関係者、子ども読書の実践に当たっている人たちに提供します。県立図書館に所蔵していない資料は、県内外の図書館からの相互貸借等により、速やかに提供できるよう連携を密にします。

ウ 児童書コーナーの設置と工夫

1階「子ども読書室」では、概ね15歳以下の子どもを対象に多様な読書の機会を提供したり、担当司書が直接子どもに本を紹介したり、調べものの援助をしたりして、本との出会いを応援します。

また、県美術館や県歴史文化博物館、県総合科学博物館の企画展等に関連したテーマ展示を行い、相乗効果を高めます。

大人の入り口に差し掛かる中・高校生に対しては、3階一般図書室に設置している「YA（ヤングアダルト）コーナー」において、中・高校生向けの各種資料を整備するとともに、読書活動の推進にかかわる情報提供を進めます。

さらに、教育関係者等がブックトークキットや学校支援用図書を直接見て活用できるよう、書庫の一部を公開し、利用者の利便を図ります。

県内の研究者や教育関係者、子ども読書の実践に当たっている人たちのために設置している、子どもの読書活動に関する専門的な図書コーナーの充実に努め、各種お薦めの本のリスト等も提供します。

子どもや大人が本を手取るきっかけや本を選ぶ際の援助となるよう、季節、作家、各種テーマに沿った本の特別展示、掲示の工夫をします。特に、愛媛県にゆかりのある人物等のパスファインダーを作成し、ホームページに掲載する等、地域学習をするうえで活用できるよう環境整備に重点的に取り組みます。

エ 研修等

県立図書館には、県内の図書館のまとめ役として、図書館関係者をはじめ、教育関係者、読書グループ、ボランティア等に研修の場を提供する機能があります。

そこで、公立図書館や司書教諭等の学校図書館関係者の能力向上を図るための専門的な研修の充実を図るとともに、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を持つ教職員やPTA関係者等に対しても研修会を実施することで、子どもに関わる大人たちへのスキルアップを図ります。

また、ボランティア等を対象に、読み聞かせや選書の技術向上を目指す研修を実施するなど、資質の向上や、読書推進のリーダー的人材の育成に努めます。

さらに、県内の公立図書館や学校等でボランティアを希望する県民を対象に、ビギナーズ講座を実施することで、新たな人材を育成し、読書振興の担い手を増やします。

オ その他

病院等と連携して、長期入院中の子どもに対する資料提供や、入院児童・生徒を対象とした読み聞かせボランティア等への支援、特別支援学校等と連携して行うブックトーク等により、障がいのある子どもに対するサービスを充実します。

4 ボランティアの育成と活用

(1) 現状と課題（資料 P63, 69, 71 参照）

図書館におけるボランティア活動は、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしており、県内の公立図書館でも、ほとんどの図書館でボランティアを導入しています。その活動内容としては、導入している全ての図書館で読み聞かせや紙芝居の実演等、直接子どもたちと関わる活動に従事しています。ボランティアは、これまで読み聞かせ等を長年にわたり実践してきた方が多く、豊かな経験を生かして活動していますが、高齢化等の事情により年々減少し、実践力のある後継者の確保が課題となっています。そこで、新たなボランティアの育成を図るために、養成講座を実施している図書館もありますが、定期的で開催しているのは令和5年7月現在全体の41.4%にとどまっています。

また、学校でもボランティアを導入して読み聞かせ等の活動に力を入れています。令和元年度末時点で、小学校では87.8%の学校がボランティアを導入しているのに対して、中学校で13.5%、高等学校では2.2%しか実施できていません。

地域では、公民館図書室でボランティアが読書活動の支援を行っているところは60.0%と増加しており、図書館、学校、地域が連携してボランティアを確保し、さらに充実した取組を推進することが期待されています。

(2) 今後の方向

ボランティアを育成し、その活動を継続的に支援するために、各図書館の実態に合わせてボランティア養成講座の実施に努めます。

県立図書館では、定期的にはボランティア養成講座を実施し、ボランティアの新たな人材の育成を図るとともに、併せてリーダー養成講座も実施し、指導的人材の育成も図ります。また、各図書館と情報交換を行い、指導者の派遣や講座開催の支援など、全県下を対象にボランティアの育成を図ります。さらに、学校では、ボランティア活用のノウハウが不足しているため、図書館や地域が協力して円滑なボランティア活動が展開されるよう、人材確保・技術向上に努めます。

指標
⑦

ボランティア養成講座を定期的実施している公立図書館の割合
令和5年度 41.4% → 令和10年度 60%

5 多様な子どもたちのための環境整備

(1) 現状と課題

ア ボランティアの導入状況

県内の特別支援学校のうち、4校でボランティアを活用して、読み聞かせやブックトークなどの読書活動の支援を行っています。

また、県内の小・中学校では、令和5年5月現在、39人の日本語支援員が、日本語指導を必要としている子どもたちに、個別の指導・支援を行っています。

イ 図書資料の整備状況

県内の特別支援学校のうち、学校図書館図書標準を達成している学校は4校です。

ウ 公立図書館との連携状況

県内の全ての特別支援学校で、公立図書館との連携により図書の学校への貸出や情報提供を行っています。特別支援学校への公立図書館司書の派遣等人的な連携をしている学校は3校です。

(2) 今後の方向

障がい等で、読書することが困難な子どもに対しては、選書や施設整備等において一人一人の状態に合わせた配慮をし、適切な方法で読書の機会の確保に努めます。また、読書バリアフリー法及び読書バリアフリー基本計画などを踏まえ、多様な子どもたちが利用しやすい書籍の整備・提供や読書環境の充実を図ります。

ア 学校における取組

特別支援学校の学校図書館では、子どもたちが目的をもって、計画的に学校図書館の利用・活用ができるよう、必要な図書等の整備に努めるとともに、子どもに適した机、椅子の整備や書架の配置を行うほか、ボランティアや公立図書館との連携により読み聞かせ等を行います。特別支援学校以外の学校においても、障がいの状態や特性に応じて適切な図書を選定するほか、日本語指導を必要とする子どもたちのためには、やさしい日本語で書かれた絵本や日本語を学習できる図書、外国語の図書、映像資料を整備するなど、読書環境の整備に努めます。

イ 公立図書館等における取組

視覚障がいのある子どものためには、大活字本、CD・電子データなどの録音図書、点字図書を整備する必要があります。本県では、松山市本町の県視聴覚福祉センターに、県内唯一の録音図書・点字図書の専門施設として、点字図書館が設置されています。公立図書館等では、身近に点字図書や大活字本、録音図書等を整備するとともに、点字図書館の存在や利用方法を周知し、点字図書館と連携して、視覚障がいのある子どもの読書活動の推進に取り組みます。また、子どもたちの障がいの特性やニーズに応じて、LLブック^{*13}、さわる絵本^{*14}、布絵本^{*15}等、アクセシブルな書籍のほか、日本語以外の図書等の更なる充実を図ります。

ウ その他

入院や障がいのため図書館に来ることのできない子どもに対しては、病院や施設など子どもがいる場所の近くに、子どもが利用しやすいように、図書室等の子どものための読書スペースを設けることが大切です。また、子どもが家庭にいる場合には、学校から自宅に本を届けて教師や保護者が読み聞かせをするなど、公立図書館や学校図書館等が、子どもに図書や図書に関する情報を届けられるよう努めます。

6 公立図書館と学校等との連携 重点事項④

(1) 現状と課題（資料 P71 参照）

県内で公立図書館との連携を実施している学校の割合（令和5年度）は、小学校が82.5%（R元全国平均86.0%）、中学校が48.0%（同65.4%）、高等学校が50.0%（同54.5%）で、全ての学校種において全国平均を下回っており、取組が十分とは言えません。

県内の多くの公立図書館及び学校が、お互いに連携を図りたいと考えており、そのきっかけづくりが必要です。

(2) 今後の方向

子どもの読書活動を推進するに当たっては、公立図書館が中心となって、幼稚園、

保育所、小学校、中学校、高等学校、公民館等、地域にある関係の諸機関が連携した取組を進めていきます。

例えば、次のような連携・支援に努めます。

- ・ 小学校・中学校・高等学校で一貫した読書振興活動を行う。
- ・ 図書館では、学校等に対して図書やボランティアなど人材に関する必要な情報を提供する、司書を派遣する、研修の場を設ける、学校等の要望を受けて図書整備を行う、図書の少ない学校へは図書館が一括貸出を行う、保健所や子育て支援センターと連携し、各種健診時に家庭での子どもの読書活動についての普及啓発を図る。
- ・ 公民館、児童館及び放課後子ども教室等では、読み聞かせなどを主催事業として取り組むとともに、ボランティア等に活動の場を提供する。
- ・ 学校同士で図書資料の相互貸借などを行う。
- ・ 児童生徒に図書館の電子書籍貸出サービスのIDを発行し、1人1台端末を使用して朝読書や授業時間に活用する。

このような連携を進めることで、一層効果的に子どもの読書活動を推進していきます。

指標
⑧

公立図書館と連携している公立学校の割合

小学校	令和5年度 82.5% (R元全国平均86.0%)	→	令和10年度 85%
中学校	令和5年度 48.0% (R元全国平均65.4%)	→	令和10年度 55%

7 デジタル社会に対応した環境整備

(1) 現状と課題

ア 公立図書館におけるデジタル化（資料 P62 参照）

平成30年度には、県内全ての公立図書館の自館ホームページ上で、オンライン閲覧目録（OPAC）を公開しています。また、来館者用のインターネット端末を設置している図書館は令和5年7月現在、79.3%となっています。

また、県立図書館においては、利用者登録の電子申請や借出カードのスマートフォン表示が可能となっているほか、貴重な郷土資料等の電子化に取り組み、デジタルアーカイブシステムを導入して資料の一部をWeb公開しています。

さらに、近年、電子書籍が次々に出版され、県内でも7市町が電子書籍の導入や電子図書館事業を実施しており、どこにいても読書ができる環境は読書機会の格差解消につながります。しかし、公益社団法人全国出版協会出版科学研究所の調査によると、出版物全体に占める電子書籍の割合は年々増加していますが、児童書の出版点数はまだまだ少ないのが現状です。（「出版指標年報 2023 年版」、公益社団法人全国出版協会出版科学研究所、2023年、p.288）

イ 学校図書館におけるデジタル化

学校図書館の蔵書のデータベース化をしている学校の割合（令和2年5月1日現在）は、小学校が72.3%（R2全国平均80.5%）、中学校が64.3%（同79.3%）、高等学校が78.3%（同92.2%）と、全国平均を下回っています。また、令和元年度末に電子書籍を所蔵している学校は、ありませんでした。

令和5年度、県内の特別支援学校のうち蔵書をデータベース化している学校は6校あり、うち4校は95%以上達成しています。また、これらの電子管理を活用した図書貸出・返却を実施している学校は2校です。

(2) 今後の方向

ア 学校図書館・公立図書館等のデジタル化の推進

学校図書館において、子どもの情報の収集・選択・活用を円滑化するために、蔵書のデータベース化を図ったり、電子書籍を導入したりすることは大切です。子どもたちの健康等に配慮しつつ、教師、ICT支援員等の専門家を含む様々な人材等と連携し、計画的に促進していきます。

公立図書館においては、電子書籍の導入状況や、学校においても1人1台端末がすべての子どもに行きわたっていることを踏まえ、今後の推移について十分留意し、新しい情報通信技術を活用した読書環境について研究を進めます。

県内の地理的要因から公立図書館等の利用が困難な子どもにとって電子書籍は利便性の高いものではありませんが、子どもに読んでほしい本や知識を習得する本はまだまだ電子化されていない紙書籍が多くを占めることを認識して、デジタル化を推進する必要があります。

イ 1人1台端末の活用

県内一部の市町では、児童生徒に公立図書館の電子書籍貸出サービスのIDを付与し、朝読書等に活用してもらう取組を行っています。このような取組は、学校における学習活動だけでなく、長期休業期間中や災害時などに自宅においても活用することができるため、今後も取組が広まっていくことが望まれます。

また、令和5年度より、小学生と中学生を対象とした、本県独自のCBTシステムである「えひめICT学習支援システム（通称EILS）」と連動した「電子版読書通帳『みきゃん通帳』」の運用を開始しています。本のバーコード（ISBN）をスキャンで読み込むことにより、書名・著者・ページ数が自動入力できるほか、「おすすめ度」「読まれた数」等、各種ランキングを見ることもできます。全国でも類を見ない、多くの機能を搭載した読書通帳を積極的に活用し、本県の課題である読書活動を推進し、知的好奇心を高めていきます。

Ⅲ 普及啓発

1 普及啓発

子どもの読書活動の推進に当たっては、広く県民全体に理解を求め、家庭から学校、図書館まで様々な場所で取組が進むよう、気運の醸成を図っていくことが大切です。

そのため、講演会やシンポジウムの開催、ポスター、リーフレットの作成・配布、県や市町の広報への掲載など、様々な方法を通じて、子どもが読書することの大切さ、楽しさの、周知・啓発に取り組みます。

また、読み聞かせやおはなし会、ブックトークなど、子どもの読書推進事業そのものも的確に報道されることで、非常に効果的な普及啓発の手段となります。

保護者へのアンケートで、情報収集の方法がわからないと回答した保護者が、子どもが小・中学生の場合で約25～40%いるため、ホームページやSNSなど多様な方法により、公立図書館や公民館図書室、学校から積極的な情報提供に努め、広く一般に、子どもが読書することの必要性、大切さについて理解を求めます。

2 「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」など

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、4月23日を「子ども読書の日」、
「文字・活字文化振興法」において、10月27日を「文字・活字文化の日」と定め、また、公益社団法人読書推進運動協議会では、4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」、10月27日から11月9日までを「読書週間」と定めています。これらの期間中に、関係機関が一斉に事業に取り組むことで、この「日」や「週間」の存在を広く周知し、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。